

品川区事業者経営分析実施要綱

制定 平成21年5月1日区長決定 要綱第315号

改正 平成22年10月8日区長決定 要綱第117号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区民への行政サービスの安定した提供を確保するため、区が締結しようとする契約の相手方および区が指定した指定管理者（以下「事業者」という。）または既に契約した相手方の経営状況の分析結果を得るための必要事項を定めるものである。

(対象とする事業者)

第2条 この要綱において、経営分析の対象とする事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 簡易型総合評価方式または簡易型プロポーザル方式の選定に応募した事業者
- (2) 既に契約し、または指定した事業者のうち部長（品川区会計事務規則第2条第2号に規定する部長をいう。以下同じ。）が指定した事業者
- (3) 前各号のほか、特に部長が必要と認める事業者

(実施方法)

第3条 部長は、前条第1号に規定する事業者の選定を行う場合または同条第2号または第3号による指定等をした場合は、会計管理者に経営分析の依頼をするものとする。

2 会計管理者は、前項の規定に基づく依頼を受けた場合は、別に締結した契約に基づき、公認会計士に当該事業者の経営分析を委託し、その結果を前項の依頼を行った部長に送付するものとする。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。